

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
規則	
○福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正(第26号)	1
○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正(第27号)	2
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部改正(第28号)	4
○単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正(第29号)	13
○単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正(第30号)	20
○失業者の退職手当支給規則の一部改正(第31号)	21

規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第26号

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則(昭和26年福岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第1号中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改める。

第15条第1項第1号ア中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同号イ中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号ア中「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同号イ中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同項第3号ア中「100分の175」を「100分の

95」に改め、同号に次のように加える。

イ 勤勉手当 それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給与月額に100分の87.5を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額以内で市長が定める額

第15条第5項中「(管理職職員等にあつては4月1日現在において管理職職員等が受けるべき給料の月額、これに対する地域手当の月額、これらの合計額に同項第1号アに規定する市長が定める割合を乗じて得た額及び同号アに規定する市長が定める額の合計額)」を削り、「同号イ及び同項第2号イ」を「同項各号イ」に改め、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を削り、「当該各号に定めるもの」を「4月1日現在において職員が受けるべき給料の月額、これに対する地域手当の月額、これらの合計額に同項第1号アに規定する市長が定める割合を乗じて得た額及び同号アに規定する市長が定める額の合計額に成績率を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額の総額が、同日現在において職員が受けるべき給与月額に同項各号イに規定する支給割合を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定める割合」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「管理職職員等について同項第1号イ」を「同項各号イ」に、「同号イ」を「これらの規定」に改める。

第15条の9及び第15条の10を削る。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

別表(2)の項中「こども総合相談センター副所長」を削る。

別記様式第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記様式第6号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第27号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年福岡市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「又は地域保健福祉課」を「、地域保健福祉課又は支援調整課」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第6条第3項第1号中「地域衛生部」の次に「医薬務・衛生推進課、」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 保健医療局生活衛生部生活衛生課又は区役所地域整備部生活環境課（環境衛生係

(西区役所にあつては、生活環境係)の職員に限る。)に勤務する職員

第7条第3項第1号中「若しくは結核対策課」を削る。

第8条第2項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第9条第1項第3号中「埋立場」を「工場又は埋立場」に改め、「施設部」の次に「西部工場、臨海工場又は」を加える。

第10条第1項第1号から第3号まで並びに同条第2項第2号及び第3号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同項第4号中「住宅都市局公園部運営課」を「住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課」に改め、同条第3項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第11条第1号から第3号までの規定中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第12条第3項第2号から第5号までの規定中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同項第6号中「住宅都市局公園部」を「住宅都市みどり局みどり推進部」に改め、同項第7号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 条例第20条第2項の規則で定める額は、業務に従事した日1日につき1,080円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合の手当の額は、業務に従事した日1日につき2,160円とする。

第15条の次に次の1条を加える。

(緊急消防援助等業務手当)

第15条の2 条例第24条の2第1項の規則で定める業務は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第1項に規定する消防の支援又は同法第39条第1項に規定する消防の相互の応援として行う災害応急対策又は災害復旧の業務(同一の災害において、同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊が出動した場合に限る。)とする。

2 条例第24条の2第2項の規則で定める額は、業務に従事した日1日につき1,080円とする。

3 前項の規定にかかわらず、条例第24条の2第1項の業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合の手当の額は、業務に従事した日1日につき2,160円とする。

第16条ただし書中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改める。

第18条の表条例第18条に掲げる業務(この規則第11条第3号に掲げるものに限る。)の項中「第11条第3号」を「第11条第2号」に改める。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附則第5項の前の見出し及び同項から附則第8項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第28号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（昭和32年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「第 4 条第 6 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

給 料 表						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	185, 700	227, 700	247, 600	280, 400	308, 100
	2	187, 400	228, 500	248, 700	281, 100	309, 500
	3	189, 100	229, 300	249, 700	281, 800	310, 800
	4	190, 800	230, 100	250, 700	282, 500	312, 000
	5	192, 500	230, 800	251, 700	283, 100	313, 000
	6	194, 200	231, 600	252, 900	283, 700	314, 200
	7	195, 800	232, 400	254, 000	284, 300	315, 400
	8	197, 400	233, 200	255, 000	284, 900	316, 500
	9	199, 000	234, 000	256, 100	285, 500	317, 600
	10	200, 500	234, 700	257, 100	286, 100	318, 700
	11	202, 000	235, 400	258, 000	286, 700	319, 800
	12	203, 500	236, 100	258, 500	287, 200	320, 900
	13	205, 000	236, 800	259, 100	287, 700	321, 900
	14	206, 500	237, 400	259, 500	288, 200	323, 000
	15	208, 000	238, 000	259, 900	288, 700	324, 100
	16	209, 500	238, 600	260, 400	289, 100	325, 200
	17	211, 000	239, 200	260, 900	289, 500	326, 200
	18	212, 400	239, 800	261, 400	289, 900	327, 300
	19	213, 800	240, 400	261, 900	290, 300	328, 400
	20	215, 200	240, 900	262, 500	290, 700	329, 400
	21	216, 600	241, 400	263, 300	291, 100	330, 400
	22	217, 700	241, 900	263, 900	291, 500	331, 400
	23	218, 800	242, 400	264, 500	291, 900	332, 400
	24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300	333, 400

25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,700
63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,000
64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,300
65	240,900	260,100	289,300	315,600	364,700
66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,000
67	241,500	260,700	290,300	316,500	365,300
68	241,700	260,900	290,800	317,000	365,600
69	241,900	261,100	291,300	317,300	366,000
70	242,200	261,400	291,800	317,800	366,300
71	242,500	261,700	292,200	318,300	366,600
72	242,700	261,900	292,600	318,700	366,900
73	242,900	262,100	293,000	318,900	367,300
74	243,200	262,400	293,400	319,200	367,800
75	243,500	262,700	293,800	319,400	368,300
76	243,700	262,900	294,200	319,700	368,800

77	243,900	263,100	294,600	320,000	369,100
78	244,200	263,400	295,000	320,300	369,800
79	244,500	263,700	295,400	320,600	370,500
80	244,700	263,900	295,900	320,800	371,200
81	244,900	264,100	296,200	321,000	371,700
82	245,200	264,400	296,700	321,600	372,400
83	245,400	264,700	297,200	322,200	373,100
84	245,700	264,900	297,700	322,800	373,800
85	245,900	265,100	298,000	323,200	374,300
86	246,100	265,300	298,500	323,800	375,000
87	246,400	265,600	299,000	324,400	375,700
88	246,700	265,900	299,300	325,000	376,400
89	246,900	266,100	299,700	325,700	376,900
90	247,200	266,300	300,200	326,300	377,600
91	247,500	266,600	300,700	326,900	378,300
92	247,700	266,800	301,200	327,500	379,000
93	247,900	267,100	301,500	328,200	379,500
94	248,200	267,400	301,900	328,800	380,200
95	248,500	267,700	302,400	329,400	380,900
96	248,700	267,900	302,900	330,000	381,600
97	248,900	268,100	303,300	330,700	382,100
98	249,200	268,700	303,700	331,300	382,800
99	249,500	269,300	304,000	331,900	383,500
100	249,700	269,900	304,300	332,500	384,200
101	249,900	270,400	304,600	333,200	384,700
102	250,200	271,000	305,100	333,800	385,400
103	250,500	271,600	305,600	334,400	386,100
104	250,700	272,200	306,100	335,000	386,800
105	250,900	272,700	306,500	335,700	387,300
106		273,300	307,100	336,300	388,000
107		273,900	307,700	336,900	388,700
108		274,500	308,300	337,500	389,400
109		275,000	308,900	338,200	389,900
110		275,600	309,500	338,800	390,600
111		276,200	310,100	339,400	391,300
112		276,800	310,700	340,000	392,000
113		277,300	311,300	340,700	392,500
114		277,900	311,900	341,300	393,200
115		278,500	312,500	341,900	393,900
116		279,100	313,100	342,500	394,600
117		279,600	313,700	343,200	395,100
118		280,200	314,300	343,800	
119		280,800	314,900	344,400	
120		281,400	315,500	345,000	
121		281,900	316,100	345,700	
122		282,500	316,700	346,300	
123		283,100	317,300	346,900	
124		283,700	317,900	347,500	
125		284,200	318,500	348,200	
126		284,800	319,100	348,800	
127		285,400	319,700	349,400	
128		286,000	320,300	350,000	

	129		286, 500	320, 900	350, 700	
	130		287, 100	321, 500	351, 300	
	131		287, 700	322, 100	351, 900	
	132		288, 300	322, 700	352, 500	
	133		288, 800	323, 300	353, 200	
	134		289, 400	323, 900	353, 800	
	135		290, 000	324, 500	354, 400	
	136		290, 600	325, 100	355, 000	
	137		291, 100	325, 700	355, 700	
	138			326, 300	356, 300	
	139			326, 900	356, 900	
	140			327, 500	357, 500	
	141			328, 100	358, 200	
	142			328, 700	358, 800	
	143			329, 300	359, 400	
	144			329, 900	360, 000	
	145			330, 500	360, 700	
	146			331, 100	361, 300	
	147			331, 700	361, 900	
	148			332, 300	362, 500	
	149			332, 900	363, 200	
	150			333, 500	363, 800	
	151			334, 100	364, 400	
	152			334, 700	365, 000	
	153			335, 300	365, 700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		197, 900	209, 000	227, 900	262, 700	281, 000

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和 7 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日においてこの規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給 (以下「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) に応じて附則別表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表

号級の切替表

旧号級	新号級			
1 級及び 3 級から 5 級 まで（共通）	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16

25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74

83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	93
102	86	98	98	94
103	87	99	99	95
104	88	100	100	96
105	89	101	101	97
106	90	102	102	98
107	91	103	103	99
108	92	104	104	100
109	93	105	105	101
110	94	106	106	102
111	95	107	107	103

112	96	108	108	104
113	97	109	109	105
114	98	110	110	106
115	99	111	111	107
116	100	112	112	108
117	101	113	113	109
118	102	114	114	110
119	103	115	115	111
120	104	116	116	112
121	105	117	117	113
122		118	118	114
123		119	119	115
124		120	120	116
125		121	121	117
126		122	122	
127		123	123	
128		124	124	
129		125	125	
130		126	126	
131		127	127	
132		128	128	
133		129	129	
134		130	130	
135		131	131	
136		132	132	
137		133	133	
138		134	134	
139		135	135	
140		136	136	

141		137	137	
142		138	138	
143		139	139	
144		140	140	
145		141	141	
146		142	142	
147		143	143	
148		144	144	
149		145	145	
150		146	146	
151		147	147	
152		148	148	
153		149	149	
154		150	150	
155		151	151	
156		152	152	
157		153	153	

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第29号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「16号給」を「1 号給」に改める。

別表第 5 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 5

年齢別最低保障基準表

年齢	最低保障号給
18歳	1 級 1 号給
19	2 号給
20	4 号給
21	6 号給
22	8 号給
23	10号給
24	12号給
25	14号給
26	16号給
27	18号給
28	20号給
29	22号給
30	24号給
31	26号給
32	28号給
33	30号給
34	32号給
35	34号給
36	36号給
37	38号給
38	40号給
39	42号給
40	44号給
41	46号給
42	47号給
43	48号給

44	50号給
45	51号給

別表第6を次のように改める。

別表第6

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1

23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18

52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28

81	50	51	53	28
82	50	52	54	29
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	30
87	52	53	58	30
88	52	54	58	30
89	52	54	59	30
90	52	54	59	31
91	53	55	60	31
92	53	55	60	31
93	53	55	61	31
94	53	56	61	32
95	53	56	62	32
96	54	56	62	32
97	54	57	63	33
98	54	57	63	33
99	54	57	64	34
100	54	57	64	34
101	55	58	65	35
102	55	58	65	35
103	55	58	65	36
104	55	58	66	36
105	55	59	66	37
106		59	66	38
107		59	67	39
108		59	68	40
109		60	69	41

110		60	70	41
111		60	71	42
112		60	72	42
113		61	73	43
114		61	74	43
115		61	75	44
116		61	76	44
117		62	77	45
118		62	78	46
119		62	79	47
120		62	80	48
121		63	81	49
122		63	82	50
123		63	83	51
124		64	84	52
125		65	85	53
126		66	86	53
127		67	87	54
128		68	88	54
129		69	89	55
130		70	90	55
131		71	91	56
132		72	92	56
133		73	93	57
134		74	94	58
135		75	95	59
136		76	96	60
137		81	97	61
138			98	62

139			99	63
140			100	64
141			101	65
142			102	66
143			103	67
144			104	68
145			105	69
146			106	70
147			107	72
148			108	72
149			109	77
150			110	78
151			111	79
152			112	80
153			113	81

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の単労職初任給規則」という。）第14条において準用する福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市人事委員会規則第 9 号。以下「市職員初任給規則」という。）第22条（第 3 項を除く。）又は改正後の単労職初任給規則第15条において準用する市職員初任給規則第23条の 2 の規定を適用する。

単純な労務に雇用される職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第30号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 5 年福岡市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 4 条第 1 項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条第 2 項中「350 円」を「1,080 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 2,160 円とする。

第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 1 項中「環境局施設部西部工場又は」を削り、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「第 10 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 2 項中「及び清掃指導補助業務手当」を削り、同条を第 12 条とする。

第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

附則第 6 項中「（平成 5 年福岡市条例第 10 号）」を削り、「附則第 16 項まで」を「附則第 11 項まで」に改め、「及び附則第 14 項第 1 号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 31 号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（平成 16 年福岡市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「で職員について定められている勤務時間以上」を「として」に改め、「（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を削り、同条第 9 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 12 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該

各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第13条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則第2条第9項(第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)であってこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。